

奈半利町事業者原油価格・物価高騰等緊急支援事業（法人用）

コロナ禍における原油価格・物価高騰等により、影響を受けている法人の皆さまを対象として、物価高騰等による影響を緩和し、事業継続を支援するための緊急支援金制度を設けました。

この支援金の申請受付を令和4年12月1日（木）から開始します。制度の概要や具体的な申請方法は下記をご覧ください。

【対象者】

○下記の条件を満たす法人

- ① 令和4年10月1日時点で本町に法人設置の届出があり、町内に本社又は本店がある法人であること。
- ② 申請時点において現に事業を行っており、支援金受給後も事業活動を継続する意志を有するもの。
- ③ 申請者本人及び申請事業者の代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が奈半利町暴力団排除団排除条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ④ 宗教的または政治団体でないもの。
- ⑤ 町税を滞納していないもの。

【支給額】 1法人：150,000円

※本支援金の支給は1回限りとします。

申請書類（事業者物価高騰等対策緊急支援）

◎下記の書類をご提出ください。

- ① 交付申請書兼請求書
- ② 直近の事業年度における確定申告別表第一及び事業概況説明書または損益計算書等
- ③ 町税の滞納がないことを証する書類（※④の同意書を提出する場合は不要です）
- ④ 誓約書兼同意書
- ⑤ 振込先口座（交付申請書兼請求書記載）がわかるもの（※写し）

申請方法

◎必要書類一式を役場窓口へ直接提出または郵送で提出してください。

郵送の場合は令和5年2月15日（水）消印有効とし、簡易書留など郵便が追跡できる方法で提出してください。

◎提出先 地域振興課

申請受付

◎令和4年12月1日（木）～令和5年2月15日（水）※祝祭日等役場の閉庁時は除く

その他

◎支援金の受給資格に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、支給を取り消すとともに、既に支給している場合は支援金の返還を求めます。

※支援金は支給した翌年の申告で事業収入へ加算が必要となりますのでご注意ください。

□問い合わせ先

〒781-6402奈半利町乙1659番地1 奈半利町地域振興課 ☎38-8182